

## 政令第三十七号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第七条中「平成三十一年六月三十日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第八条から第十一条までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。